

「東北地方太平洋沖地震災害義援金」募金運動推進要綱

1 趣旨

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被害を受けた被災者への援護の一助として義援金を募るため、募金運動を推進する。

2 義援金の募集期間

平成23年3月14日(月)から当分の間

3 実施機関

義援金の募金運動の実施機関として、岡山県、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会及び岡山県共同募金会の四者で構成する「東北地方太平洋沖地震災害義援金」募金運動推進本部(本部長:岡山県知事)を設置する。

4 義援金の受付窓口

(1) 義援金持参の場合の受付窓口

- ① 岡 山 県(県庁保健福祉部保健福祉課、各県民局健康福祉部・地域事務所)
- ② 日本赤十字社岡山県支部(岡山市北区丸の内)
 - ・岡山赤十字病院(岡山市北区青江)
 - ・岡山赤十字病院玉野分院(玉野市築港)
 - ・岡山赤十字老人保健施設玉野マリンホーム(玉野市築港)
 - ・岡山県赤十字血液センター(岡山市北区いずみ町)
 - ・岡山県赤十字血液センター表町出張所(岡山市北区表町)
- ③ 岡山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会
- ④ 岡山県共同募金会、市町村共同募金委員会

(2) 義援金送金の場合の送金先

- ・中国銀行本店 普通口座 761168
口座名義 日本赤十字社岡山県支部 通信欄に「東北地方太平洋沖地震」と明記
- ・トマト銀行本店 普通口座 1430925
口座名義 日本赤十字社岡山県支部 通信欄に「東北地方太平洋沖地震」と明記

5 県民等から寄せられた義援金の取扱い

各機関に寄せられた義援金は、推進本部でとりまとめ、被災地自治体を通して被災者に配分する。

6 その他

募金活動の推進にあたっては、関係団体の下部組織に積極的に働きかけるほか、広く県民等に周知するため、報道機関等に対し協力を依頼する。